

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件二件 元 元
 - 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件三件 元 元
 - 土地改良区の定款の変更を認可した件 三 三
 - 土地改良事業計画を変更することを認可した件 三 三
 - 公 告**
 - 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 三 三
 - 都市計画事業の認可の告示があった件二件 三 三

告 示

福島県告示第四十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年一月二十四日から同年五月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年一月二十四日

- 福島県知事 内 堀 雅 雄
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イトーヨーカドー郡山店 福島県郡山市西ノ内二丁目十一番四十号
 - 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（小売業を行う者の代表者の変更 三件、小売業を行う者の出店一件、小売業を行う者の退店 一件）

- 三 届出年月日
令和七年一月六日
- 四 届出をした者
株式会社西部開発

（商業まちづくり課）

福島県告示第五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年一月二十四日から令和七年五月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和七年一月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
西松屋福島南矢野目店、眼鏡市場福島店 福島県福島市南矢野目谷地七十番地の二
- 二 変更した事項
1 大規模小売店舗の名称
（変更前）アメリカ屋矢野目店、眼鏡市場福島店
（変更後）西松屋福島南矢野目店、眼鏡市場福島店
2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）株式会社アメリカ屋
代表取締役 林 史郎
宮城県仙台市宮城野区萩野町二丁目二十四番地の二
（変更後）株式会社西松屋チェーン
代表取締役社長 大村 浩一
兵庫県姫路市飾東町二百六十六番地の一
- 三 変更した年月日
令和六年十二月十二日
- 四 届出年月日
令和七年一月十日
- 五 届出をした者
大和ハウス工業株式会社
株式会社メガネットップ

（商業まちづくり課）

福島県告示第五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）。以下「法」という。（第八条第一

項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年一月二十四日から同年二月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和七年一月二十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
福島駅西口ショッピングセンター 福島県福島市公事田六番地七ほか五十筆
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年一月二十四日から同年二月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年一月二十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
会津若松ショッピングセンター 福島県会津若松市駅前町四十番ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年一月二十四日から同年二月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年一月二十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
JR郡山市民市場 福島県郡山市燧田百九十五番地
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、安積疏水土地改良区から令和六年十二月二十七日付けで申請のあった定款の変更について、令和七年一月十六日認可した。

令和七年一月二十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

(農村計画課)

福島県告示第五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、江花川沿岸土地改良区が江花川沿岸地区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて、令和七年一月七日認可した。

令和七年一月二十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

(農村計画課)

公 告

公告第十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和七年一月二十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良区の名称
福島市土地改良区
退任した役員
氏名 住所
役別 氏名 住所
理事 中原 利彦 福島市町庭坂字割石二四番地の一〇

公告第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項で準用する同法第六十二条

同	阿部	安一	同	市北矢野目字館二七番地
同	紺野	保夫	同	市飯坂町平野字南山ノ神一番地
同	加藤	宗平	同	市松川町水原字屋敷田一一番地の二
同	栗原	正司	同	市大波字水戸内一二番地の三
同	油井	定信	同	市大笹生字南折戸二二番地
同	佐藤	孝彦	同	市笹谷字佐場野古屋三三番地
同	遠藤	久男	同	市笹木野字街道南九七番地
同	芳賀	正寿	同	市町庭坂字上清水五五番地
同	後藤	武弘	同	市二子塚字針下駄七五番地
同	加藤	勇治	同	市荒井字目増二〇番地
同	酒田	富也	同	市松川町字八丁目二四番地
同	尾形	寅昭	同	市松川町浅川字船橋三三番地
同	佐藤	弘幸	同	市飯坂町湯野字東小手屋八番地の二
同	小熊	勝壽	同	市町庭坂字古林一四番地の三
同	沼崎	秀吉	同	市松川町金沢字東地内三一番地の二
同	齋藤	慎吾	同	市北沢又字馬除三三番地
就任した役員				
理事	氏名		住所	
同	中原	利彦	同	福島市町庭坂字割石二四番地の一〇
同	佐藤	孝彦	同	市笹谷字佐場野古屋三三番地
同	酒田	富也	同	市松川町字八丁目二四番地
同	渡邊	隆	同	市荒井字戸ノ内前一七番地
同	佐藤	哲夫	同	市大波字岩巡四六番地
同	油井	定信	同	市大笹生字南折戸二二番地
同	齋藤	慎吾	同	市北沢又字馬除三三番地
同	紺野	幸雄	同	市飯坂町平野字山口五番地
同	菅野	晋一	同	市上野寺字和田一七番地
同	齋藤	博	同	市町庭坂字針下駄七五番地の二
同	後藤	武弘	同	市二子塚字針下駄七五番地
同	尾形	寅昭	同	市松川町浅川字船橋三三番地
同	丹野	信博	同	市松川町水原字中遠谷地七五番地
同	村上	充	同	市飯坂町湯野字西原一四番地
同	沼崎	秀吉	同	市松川町金沢字東地内三一番地の二
同	樋口	信英	同	市大笹生字羽根通三四番地
同	川上	文夫	同	市町庭坂字杉ノ上一〇番地の二

（農村計画課）

第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和七年一月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
白坂線	福島県	白河市昭和町二六九番地 福島県南建設事務所	変更なし 使用の部分 変更なし

（まちづくり推進課）

公告第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和七年一月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
会津都市計画道路事業三・四・一一一号藤室鍛冶屋敷線	福島県	会津若松市追手町七番五号 福島県会津若松建設事務所	変更なし 使用の部分 なし

（まちづくり推進課）